

# 令和3年10月11日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和3年10月11日 午後3時10分  
市役所 第一委員会室

2 閉会日時 令和3年10月11日 午後3時50分

3 委員氏名

(1) 出席者

渡 孝志	中野 喬輔	洪田 安広	横大路一将
長崎 隆児	松崎 久則	秋山 博敏	荒牧奈緒子
西 孝則	村山 令子	元満 壽次	洪田 佳規
安武 昇	高原 尚広	吉住 勝実	仁部 誠二
薄 隆太	宮本 重和	村山 安廣	池見 直喜

(2) 欠席者

なし

4 議事に参与した者

事務局長	川上 幹夫
係長	中田 学
係	松尾翔太郎
係	高原 康裕
係	大渡貴美子

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第4条（知事）

議案第3号 農地法第5条（知事）

議案第4号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名について

議案第5号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

---

午後3時10分開会

○事務局長（XXXXXXXXXX君） それでは、令和3年10月期定例農業委員会開会を前に、出席委員の確認をいたします。

本日、全員出席でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。

古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただくことから、以降の議事進行につきましては、■■■■、よろしくお願いいたします。

○議長（■■■■君） 現地調査、どうもお疲れでございました。それでは、令和3年第10回の農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

○議長（■■■■君） 議事録署名人は、■■■■委員と■■■■委員、お2人をお願いいたします。よろしくどうぞお願いします。

○議長（■■■■君） それでは、議案第1号農地法第3条の許可申請について、申請番号10-24、事務局、説明をお願いします。

○係（■■■■君） それでは、1ページ。農地法第3条の許可申請、申請番号10-24について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が使用貸借により権利を取得し、農地として使用していくという内容です。譲受人は、古賀市内において農業をされている方で、農業従事年数は、約15年と伺っています。現在の農業経営状況は、ご家族とともに水稻、イチゴの生産をされています。

続きまして位置図の説明をいたします。議案書の3ページをご覧ください。今回の申請地は古賀橋の南東に位置している斜線部計3筆でございます。

今後の申請地における営農計画といたしましては、引き続きイチゴ苗等の栽培を行っていきたいとのことです。最後に下限面積の説明をさせていただきます。申請人の現在の耕作面積は45,714㎡で、家族間の使用貸借となりますので、面積の変更はなく50a要件を満たしております。あわせて、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから事務局で受理しております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（■■■■君） ありがとうございます。説明は終わりました。質問がありましたら、お願いいたします。——ないようでございますので、採決に移ります。

賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（■■■■君） 全員賛成です。ありがとうございます。続きまして、申請番号10-25、事務局、説明をお願いします。

○係（■■■■君） 議案書1ページにお戻りください。農地法第3条の許可申請、申請番号10

—25について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が贈与により所有権を取得し、農地として使用していくという内容です。譲受人は、年齢56歳で古賀市内において農業をされている方です。農業従事年数は、約8年と伺っています。現在の農業経営状況は、水稻、野菜の生産をされています。

続きまして位置図の説明をいたします。議案書の4ページをご覧ください。今回の申請地は今在家橋を中心に周辺に点在する斜線部計7筆でございます。今後の申請地における営農計画といたしましては、水稻、野菜の栽培を行っていききたいとのことです。

最後に下限面積の説明をさせていただきます。申請人の現在の耕作面積は5,716㎡で、家族間の贈与でありますので、面積の変更はありません。

あわせて、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから事務局で受理しております。ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長（          君） ありがとうございます。説明は終わりました。質問がありましたら、お願いいたします。——ないようでございますので、採決に移ります。

賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（          君） 全員賛成です。ありがとうございます。続きまして、申請番号10-26、事務局、説明をお願いします。

○係（          君） それでは、ご説明の前に          委員が利害関係人となりますので、一時退室をお願いいたします。1ページにお戻りいただきまして。農地法第3条の許可申請、申請番号10-26について御説明いたします。

今回の申請は、売買により所有権を取得し、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在農地所有適格法人として農地を所有し、営農している会社です。現在の農業経営状況は、本社がある久留米市においては、緑化木の苗木等の生産を、古賀市においては、ブルーベリー等の生産の準備を行っています。位置図の説明をいたします。議案書5ページをお開き下さい。申請地は薬王寺水辺公園の北側に位置する斜線部計6筆となっております。今後の申請地における営農計画としては、ブルーベリーの生産を行っていききたいということで伺っております。

最後に下限面積の確認をいたします。申請人の現在の耕作面積は6,987㎡で、今回取得する2,252.91㎡を合計いたしますと、9,239.91㎡となり50a要件を満たしております。あわせて、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから事務局で受理しております。ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長（          君） ありがとうございます。先月も同じ申請者があったかね。

○係（          君） はい。今回追加での売買と伺っております。前回取得した農地と併せて

ブルーベリーの生産を行うと伺っております。

○議長（ 君） ほかに質問がありましたら——ないようですので、採決に移ります。

賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手 12/12名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成。

.....

○議長（ 君） 続きまして、議案第2号農地法第4条について、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、農地法第4条の許可申請、申請番号10-3についてご説明いたします。議案書は7ページでございます。今回の申請は、申請人が農地法4条の申請により農地改良に伴う一時転用を行うといった内容でございます。申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。位置図の説明をいたします。議案書の8ページをお開きください。申請地は、古賀グリーンパークの東側に位置する斜線部7筆でございます。次に農地区分の説明をいたします。本申請地は西を道路で分断されており、東、北、南には農地の広がりがありますが、広がり10ha未満であることから第2種農地であると判断しております。次に計画図の説明をいたします。9～11ページをお願いします。9ページ左が現況図、9ページ右が計画平面図、10ページが排水計画図、11ページが断面図となっております。ビニールハウス建設のため、全体に最大で30cm程度、真砂土を盛土し整地を行う計画となっております。次に雨水・雑排水関係について説明させていただきます。雨水につきまして、浸透排水のほか、敷地内に側溝・溜柵を設け、西側の道路側溝への放流を行います。また、汚水雑排水の排水はありません。

最後に、地元水利承諾書につきましてご説明させていただきます。地元からは令和3年9月24日付けで、無条件での承諾書の提出がされています。併せまして、区域委員の署名捺印をいただいていることから事務局で受理しています。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） ただいま、事務局の説明が終わりました。質問がありましたら。仁部委員。

○委員（ 君） 地元委員の 君でございます。令和3年9月24日に開発委員会を開き、問題ないということで承諾しております。

○議長（ 君） ほかにご質問等ありましたら——ないようですので、採決に移ります。

賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします

〔賛成者挙手 13/13名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成。

.....  
○議長（ 君） 続きます、議案第3号農地法第5条について、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、農地法第5条の許可申請申請番号10-12について説明いたします。今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により売買をおこない、建売分譲住宅として転用するといった内容でございます。また、3戸以上の住宅開発のため指導要綱の対象となり、都市整備課との間で協定書の締結がされていることから、農地法の申請に至っております。申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。位置図の説明をいたします。議案書の13ページをお開きください。申請地は、米多比児童館前交差点の東側に位置する斜線部計6筆でございます。次に農地区分の説明をいたします。本申請地は西、北を宅地で分断されており、東、南には農地の広がりがありますが、広がりが10ha未満であることから第2種農地であると判断しております。次に計画図の説明をいたします。14～16ページをお願いします。14ページが現況図、15、16ページが計画図となっております。15ページをご覧ください。計画では申請地内において住宅14戸、及び道路を建設する計画となっております。次に切土盛土についてご説明いたします。16ページをご覧ください。申請地内において最大で1.8mの盛土を行う計画となっております。次に雨水・雑排水関係について説明させていただきます。雨水排水は宅内最終枡で集水し、新設の道路側溝へと接続します。汚水排水は集落排水に接続します。

最後に、地元水利承諾書につきましてご説明させていただきます。地元からは令和3年7月27日付けで承諾書の提出が 있습니다。併せまして、区域委員の署名捺印をいただいていることから事務局で受理しています。

説明は以上になります。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（ 君） ほかにご質問等ありましたら——ないようですので、採決に移ります。賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手 13/13名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成。続きます、申請番号10-13、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） はい。議案書12ページをお願いいたします。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により売買をおこない、個人用住宅に転用するといった内容でございます。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。位置図の説明をいたします。議案書の17ページをお開きください。申請地は、青柳小学校の東側に位置する斜線部計2筆でございます。次に農地区分の説明をいたします。本申請地は周囲を宅地で分断されており、広がりが

10ha未満であることから第2種農地であると判断しております。次に計画図の説明をいたします。18～20ページをお願いします。18ページが現況図、19、20ページが計画図となっております。計画では、申請地東側の市道より乗入を行い、申請地内において個人用住宅1棟を建設する計画となっております。次に雨水・雑排水関係について説明させていただきます。雨水排水については、敷地内で集水した雨水を北側の水路へ排水する計画となっております。汚水排水は公共下水道に接続します。最後に、地元水利承諾書につきましてご説明させていただきます。地元からは令和3年9月21日付けで承諾書の提出があります。併せまして、区域委員の署名捺印をいただいていることから事務局で受理しています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。質問等—— 委員。

○委員（ 君） 地元委員の仁部でございます。令和3年9月21日に開発委員会を開き、問題ないということで承諾しております。

○議長（ 君） ほかにご質問等ありましたら——ないようですので、採決に移ります。賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手 13/13名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成。続きまして、申請番号10-14、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、農地法5条の許可申請、申請番号10-14について説明いたします。今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により売買をおこない、自己用住宅に転用するといった内容でございます。申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。位置図の説明をいたします。議案書の22ページをお聞きください。申請地は、青柳郵便局の南側に位置する斜線部1筆でございます。次に農地区分の説明をいたします。本申請地は西、北、南を宅地で分断されており、東には農地の広がりがありますが、広がりが10ha未満であることから第2種農地であると判断しております。次に計画図の説明をいたします。23～25ページをお願いします。23ページが現況図、24、25ページが計画図となっております。計画では、申請地南側の市道より乗入を行い、申請地内において自己用住宅1棟を建設する計画となっております。切土盛土についてご説明いたします。25ページをご覧ください。敷地内において最大で75cm程度の盛土を行う計画となっております。次に雨水・雑排水関係について説明させていただきます。雨水排水については、前面道路側溝に排水します。汚水排水は公共下水道に接続します。最後に、地元水利承諾書につきましてご説明させていただきます。地元からは令和3年9月15日付けで承諾書の提出があります。併せまして、区域委員の署名捺印をいただいていることから事務局で受理しています。説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。 委員。

○委員（██████君） 地元委員の██████でございます。令和3年9月15日に開発委員会を開き、問題ないということで承諾しております。

○議長（██████君） ほかにご質問等ありましたら——ないようですので、採決に移ります。賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手 13/13名〕

○議長（██████君） ありがとうございます。全員賛成。続きまして、申請番号10-15、事務局、説明をお願いします。

○係（██████君） それでは、農地法5条の許可申請、申請番号10-15について説明いたします。今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により売買をおこない、自己用住宅に転用するといった内容でございます。申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。位置図の説明をいたします。議案書の22ページをお開きください。申請地は、青柳郵便局の南側に位置する斜線部1筆でございます。次に農地区分の説明をいたします。本申請地は東、北を宅地で分断されており、西、南には農地の広がりがあります。広がりが10ha未満であることから第2種農地であると判断しております。次に計画図の説明をいたします。23～25ページをお願いします。23ページが現況図、24、25ページが計画図となっております。計画では、計画では、申請地東側の市道より乗入を行い、申請地内において自己用住宅1棟を建設する計画となっております。切土盛土についてご説明いたします。25ページをご覧ください。敷地内において最大で75cm程度の盛土を行う計画となっております。次に雨水・雑排水関係について説明させていただきます。雨水排水については、前面道路側溝に排水します。汚水排水は公共下水に接続します。最後に、地元水利承諾書につきましてご説明させていただきます。地元からは令和3年9月15日付けで承諾書の提出が 있습니다。併せまして、区域委員の署名捺印をいただいていることから事務局で受理いたします。説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（██████君） 事務局の説明が終わりました。██████委員。

○委員（██████君） 地元委員の██████でございます。令和3年9月15日に開発委員会を開き、問題ないということで承諾しております。

○議長（██████君） ほかにご質問等ありましたら——ないようですので、採決に移ります。賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手 13/13名〕

○議長（██████君） ありがとうございます。全員賛成。続きまして、申請番号10-16、事務局、説明をお願いします。

○係（██████君） それでは、農地法5条の許可申請、申請番号10-16について説明いたします。今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により売買をおこない、自己用住宅に転用するといっ

た内容でございます。申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。位置図の説明をいたします。議案書の22ページをお開きください。申請地は、青柳郵便局の南側に位置する斜線部1筆でございます。次に農地区分の説明をいたします。本申請地は東、南を宅地で分断されており、西、北には農地の広がりがありますが、広がりが10ha未満であることから第2種農地であると判断しております。次に計画図の説明をいたします。23～25ページをお願いします。23ページが現況図、24、25ページが計画図となっております。計画では、計画では、申請地東側の市道より乗入を行い、申請地内において自己用住宅1棟を建設する計画となっております。切土盛土についてご説明いたします。25ページをご覧ください。敷地内において最大で75cm程度の盛土を行う計画となっております。次に雨水・雑排水関係について説明させていただきます。雨水排水については、前面道路側溝に排水します。汚水排水は公共下水に接続します。最後に、地元水利承諾書につきましてご説明させていただきます。地元からは令和3年9月15日付けで承諾書の提出があります。併せまして、区域委員の署名捺印をいただいていることから事務局で受理しています。説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。 委員。

○委員（ 君） 地元委員の でございます。令和3年9月15日に開発委員会を開き、問題ないということで承諾しております。

○議長（ 君） ほかにご質問等ありましたら——ないようですので、採決に移ります。賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成。

.....

○議長（ 君） 続きまして、議案第4号、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、議案書26ページ、農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名についてご説明いたします。申出人、物件等につきましては記載のとおりでございます。27ページに位置図がございます。古賀市農地移動適正化あっせん事業実施要領5-（4）によりあっせん委員の指名をするもので、今回は農地利用最適化推進委員から 委員、区域の農業委員として 委員を指名させていただければと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。事務局説明が終わりました。二人はわかっるとかね。

○係長（ 君） お二人には事前にお話しさせていただいております。

○議長（ 君） わかりました。採決はとるとかね。

○係長（ 君） とります。



○議長（          君） 採決に移ります。賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。  
〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（          君） ありがとうございます。全員賛成。お二人よろしくをお願いします。

.....

○議長（          君） 続きまして、議案第5号利用権の設定（農用地利用集積計画の決定）について、申請番号10-44から、順に説明をお願いします。

○係（          君） それでは、議案第5号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、「市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない」となっておりますことから、今回議案上程いたしました。今回、新規で3件の申し出がっております。それでは、28ページを御覧ください。

申請番号10-44、筵内にある2筆で面積1,843㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和4年1月1日から令和8年12月末までの貸し借りとなっております。

次に、申請番号10-45、薦野にある1筆で面積2,396㎡、貸付人、借受人は記載の通りです。令和4年1月1日から令和12年12月末までの貸し借りとなっております。

次のページ、8ページになります。申請番号10-46、筵内にある2筆と久保にある3筆で合計5筆、面積3,977㎡、貸付人、借受人は記載の通りです。

水田裏作の案件となっております。令和3年10月16日から令和8年6月15日の毎年10月16日から6月15日までの貸し借りとなっております。

最後に、新規の利用権設定については、全て区域委員の署名・捺印をいただいておりますことから、市にて受理しております。御審議のほどお願いいたします。

○議長（          君） 説明は終わりました。質問、意見がありましたらお願いします。——ないようでしたら、採決に移らせていただきます。

賛成いただけます農業委員会の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（          君） ありがとうございます。全員賛成です。議事を終了します。

午後3時50分閉会

